

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律

一一二

◎東日本大震災による被害を受けた公

共土木施設の災害復旧事業等に係る

工事の国等による代行に関する法律

(平成二十三年四月二十九日法律第三三三号)

一、提案理由(平成二十三年四月二十七日・衆議院国土交通委員会)

○大畠国務大臣　ただいま議題となりました東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案及び東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案の提案理由につきまして御説明申し上げます。

まず、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案につきまして申し上げます。

本年三月の我が国観測史上最大の地震及びこれに伴う大津波により、東北地方及び関東地方の太平洋沿岸を中心に甚大な被

害が発生したところであります。被災した市町村の中には、壊滅的な被害を受け、行政機能が麻痺し、災害復旧事業等に係る工事を十分に実施できないところが数多くあります。また、県においても、大きな被害を受け、災害復旧事業等に係る工事の実施が極めて困難な状況になっているところがあります。

このような状況において、被災地における住民生活の安全、安心の確保や経済社会活動の速やかな回復を図るため、国または県が被災した地方公共団体にかわって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を実施できるようにすることにより、一刻も早い災害復旧を実現することが求められております。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提案することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申し上げます。

第一に、国または県は、被災地方公共団体の長から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要があると認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、当該地方公共団体にかわって、みずから漁港、砂防、港湾、道路、海岸、地すべり防止、下水道、河川及び急傾斜地崩壊防止の災害復旧事業等に係る工事を施行することができる。こととしております。

第二に、国または県が、被災地方公共団体にかわって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する場合において

は、当該地方公共団体にかわってその権限を行うものとする
こととしております。

第三に、国または県が被災地方公共団体にかわって公共土木
施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する場合における、国
または県及び当該地方公共団体の費用負担について定めること
としております。

……(略)……

以上が、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災
害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案及び
東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制
限の特例に関する法律案を提案する理由であります。これら
の内容は、被災した地方公共団体の要望を十分に踏まえたもの
であります。

これらの法律案が速やかに成立いたしますよう、御審議をよ
ろしくお願い申し上げます。

二、衆議院国土交通委員長報告(平成二十三年四月二八日)

○古賀一成君 たいだいま議題となりました両法律案につきまし
て、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し
上げます。

まず、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害
による代行に関する法律

復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案につい
て申し上げます。

本案は、東日本大震災により被災した地方公共団体における
公共土木施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制等にかんが
み、国または県が、当該地方公共団体の長からの要請を受けて、
漁港、砂防、港湾、道路などの公共土木施設の災害復旧事業等
に係る工事を代行できる制度を創設するものであります。

……(略)……

両案は、去る四月二十六日本委員会に付託され、昨二十七日、
大畠国土交通大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、
質疑終了後、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のと
おり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

三、参議院国土交通委員長報告(平成二十三年四月二八日)

○小泉昭男君 たいだいま議題となりました二法律案につきまし
て、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上
げます。

まず、東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害
復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案は、東
日本大震災による被害を受けた地方公共団体における公共土木
による代行に関する法律

東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律

一一四

施設の災害復旧事業に係る工事の実施体制その他の地域の実情に鑑み、国又は県が被害を受けた地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行するための措置を講じようとするものであります。

.....(略).....

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行の進め方、地域住民の意向を反映した被災市街地の復興の必要性、被災市街地の建築制限期間延長の理由等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。